

第1章
計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

第二次世界大戦までは女性の地位は非常に低いものでした。日本国憲法により個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等が法的には整備されましたが、昭和30年から40年代の高度経済成長期では、夫が会社で長時間働き、妻が専業主婦となって家事育児を切り盛りするという性別役割分担に基づく「片働きモデル」や、結婚退職制、男女別定年制が存在していました。

昭和50年に国連が国際婦人年と定め、同年に国際婦人年世界会議（第1回世界会議）が開催され、昭和54年には第34回国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。日本においては、昭和60年のこの条約の批准を契機に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」（昭和60年制定）や「男女共同参画社会基本法」（平成11年制定）などを制定しました。

一方、平成3年のバブル崩壊以降の景気の後退により、終身雇用制度や年功序列型賃金形態は保障されなくなり、少子化も相まって平成4年頃からは女性も外で働く「共働き世帯」が「片働き世帯」を上回るようになりました。高度経済成長期以降の都市部への人口流失も高まり、人口減少や少子高齢化が進行する地域が増加しています。

また、職場や家庭、地域活動の場においては、依然として従来の固定的な性別役割分担意識^{※1}が残っているうえ、重大な人権侵害である女性に対する暴力などの問題も生じ、男性の子育てや介護、地域活動への参加、女性のさらなる社会進出など、男女がともに参画することができる環境を構築することが求められています。

本市でも、平成26年10月に行った「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識がいまだに根強く残っていることや社会の様々な分野での男女間の格差がうかがえ、さらにドメスティック・バイオレンス^{※2}（以下「DV」という。）など、人権を侵害する問題も生じています。

※1 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人からの暴力のこと。暴力の被害者は多くの場合女性で、女性の人権を著しく侵害する社会的問題となっています。（身体的な暴力だけではなく、精神的、性的暴力なども含まれます。）

このような状況の中、市民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性別や世代にとらわれず、その個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮できる男女共同参画社会[※]の実現が求められています。

こうした現状を踏まえて、本市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会形成への施策を継続的に推進するため、「沼田市第3次男女共同参画計画」を策定しました。

■男女共同参画関係年表

	昭和20年代 (戦後)	昭和30～49年 (高度経済成長期)	昭和50～昭和63年 (経済安定期)	平成元年～ (経済低迷期)
世界			<ul style="list-style-type: none"> 昭和50年 国際婦人年 昭和50年 第1回世界女性会議(メキシコシティ) 昭和54年 「女子差別撤廃条約」採択(56年発効) 昭和55年 第2回世界女性会議(コペンハーゲン) 昭和60年 第3回世界女性会議(ナイロビ) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年 第4回世界女性会議(北京) 平成12年 女性2000年会議(北京+5) 平成17年 「北京+10」世界閣僚級会合 平成22年 第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)
国	<ul style="list-style-type: none"> 昭和20年 衆議院議員選挙法改正(女性参政権) 昭和21年 「日本国憲法」制定 		<ul style="list-style-type: none"> 昭和52年 「国内行動計画」策定 昭和60年 「女子差別撤廃条約」批准 昭和60年 「男女雇用機会均等法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年 「男女共同参画社会基本法」施行 平成12年 「男女共同参画基本計画」策定 平成17年 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 平成22年 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
県			<ul style="list-style-type: none"> 昭和55年 「新ぐんま婦人計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年 「新ぐんま女性プラン」策定 平成13年 「ぐんま男女共同参画プラン」策定 平成16年 「群馬県男女共同参画推進条例」施行 平成18年 「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 平成23年 「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
沼田市				<ul style="list-style-type: none"> 平成16年 「沼田市男女共同参画計画」策定 平成23年 「沼田市男女共同参画計画(第2次)」策定
社会 家庭 職場	<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法により、男女の法の下での平等がうたわれ、家制度が廃止された 	<ul style="list-style-type: none"> 「男は外で働き、女は家庭を守る」片働き世帯が一般的となった 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年の「男女雇用機会均等法」施行により雇用の分野での男女差別が禁止された 	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年 「1.57ショック」(前年の合計特殊出生率が過去最低となる) 平成3年 バブル崩壊 共働き世帯が増加し、平成4年頃から片働き世帯の数を上回るようになる
		<ul style="list-style-type: none"> 昭和40年～50年代は雇用の分野(賃金、昇格、定年、解雇など)における男女間差別の問題があった 		

[※]男女共同参画社会：男女が対等な立場にある社会の構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が保障されることにより、誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的な利益(暮らしやすさ)を享受でき、かつ、ともに責任を担っていく社会のことです。なお、「参画」という言葉は、ただ参加する(その場にいる)だけではなく、自分の意思で主体的かつ積極的に加わり、男女がともに考えて実行していくことをいいます。

2

男女共同参画に関わる動向

男女共同参画社会の実現に向けた取組は世界規模で行われています。本計画もその潮流に連動しており、目指す方向性も共通しています。

(1) 世界の動き

世界では、1995年に北京において第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のために世界各国が取り組むべき課題と具体策を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。15年後の2010年3月には、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、「国連機能強化におけるジェンダー機関の統合」等の決議が採択されました。これを受けて、2011年1月には国連の四つの機関を統合・強化する形で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関「UN Women」が活動を開始しました。

(2) 日本の動き

日本では、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。この計画では、新たに「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」、「科学技術・学術分野における男女共同参画」及び「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が重点分野とされ、具体的な成果目標を設定しています。

社会情勢が変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題も多様化していることから、近年「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正されるなど、様々な制度の整備が進められています。

さらに、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、指導的地位への女性の参画促進に向けて、国では女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を制定しました。加えて、女性の活躍推進に向けた基盤である、男性の家事・育児等への参画に向けた取組や非正規労働対策、さらには、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても、取組が進められています。こうしたことを含め、国では「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

*エンパワーメント：エンパワーメントとは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人ひとりが力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力。

(3) 群馬県の動き

群馬県では、昭和55年の「新ぐんま婦人計画」の策定、平成5年に「新ぐんま女性プラン」の策定により、女性政策の推進体制を整備しました。

平成13年には、「男女共同参画基本法」に基づく計画として「ぐんま男女共同参画プラン」の策定、平成16年には「群馬県男女共同参画推進条例」の制定がされ、地域社会や職場での具体的取組の推進が図られています。

平成18年には、「群馬県男女共同参画基本計画」(第2次)、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「ぐんまDV対策基本計画」を策定、その後、平成21年に改訂、また、男女共同参画社会づくりの拠点として「ぐんま男女共同参画センター(愛称:とらいあんぐるん)」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが図られてきました。

平成26年には「男女共同参画社会に関する県民意識調査」を実施し、平成27年現在「第4次群馬県男女共同参画基本計画」策定に向けて取り組んでいます。

(4) 沼田市の取組

本市は、平成17年2月13日に白沢村、利根村と合併しました。合併前の3市村においては、それぞれ男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

特に旧沼田市においては、平成10年に、社会のあらゆる分野で男女共同参画に向けたまちづくりを進めるため、市民の意識及び実態の把握と、女性政策の推進を図る上での基礎資料とすることを目的に、「女性問題に関する市民意識実態調査」を実施しました。

その後、平成14年には、市における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、計画策定に向けての取組を開始するとともに、全職員を対象とした「男女共同参画に関する職員意識調査」を実施しました。

続いて、平成15年には、計画の策定にあたり、より広く市民から意見を聴取し、これを反映させるため、「沼田市男女共同参画推進懇話会」を設置し、計画素案に対する意見・提言を求め、平成16年3月に平成16年度から22年度までを計画期間と定めた「沼田市男女共同参画計画」を策定しました。その計画に基づき、男女共同参画の分野で活躍している人による講演会を開催するなど、情報及び学習機会の提供を行ってきました。

平成19年からは、「北毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との共催により、男女共同参画セミナーとして講演会及び講座を開催し、男女共同参画社会の形成に向けた情報や学習機会を提供し、意識啓発を図ってきました。

平成23年2月には社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の実現に向けて各施策をより一層推進するため、「沼田市第2次男女共同参画計画」を策定しました。

平成26年には、「沼田市第2次男女共同参画計画」の見直しにあたり、「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施しました。

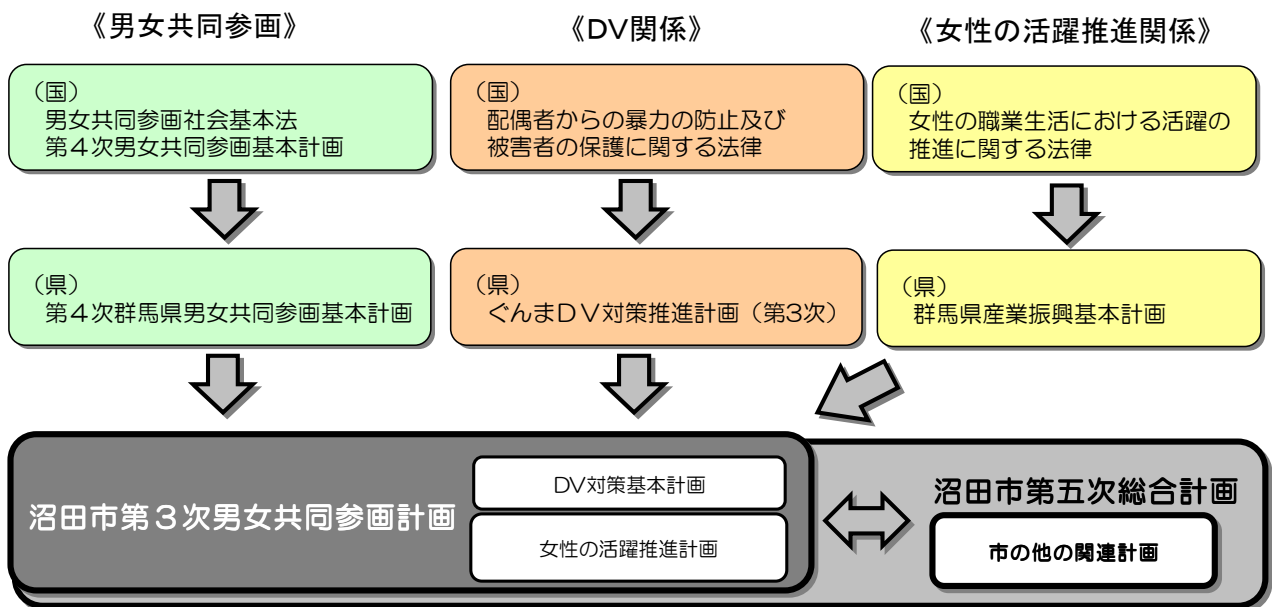
3 計画の性格

本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「第4次群馬県男女共同参画基本計画」及び「沼田市第五次総合計画」との整合性に配慮するとともに、本市における「男女共同参画社会に関する市民意識調査」や意見公募（パブリックコメント）を実施し、「沼田市男女共同参画計画策定委員会」、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」等の意見・助言などを基に策定するものであり、男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策に取り組む指針となるものです。

また、本計画は「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（DV対策基本計画）として一体的に策定するものです。

さらに、「女性活躍推進法」が制定され、本市においても地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍を推進するため、第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として一体的に策定するものです。

この計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。



■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

◆基本方針等の策定

- ・国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

◆事業主行動計画の策定等

- ・国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。

・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析

【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差

③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等

・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等

・女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- ・国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

◆女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- ・地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

◆その他

- ・原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- ・10年間の時限立法。

4

計画の期間

この計画の期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とし、必要に応じて見直しをします。

5

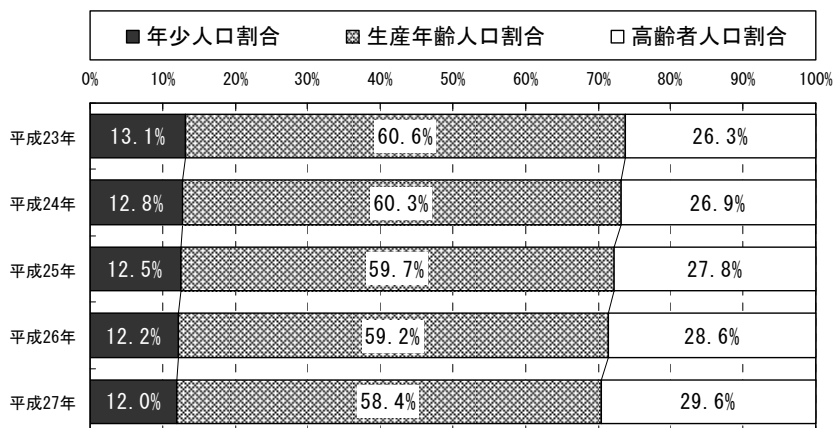
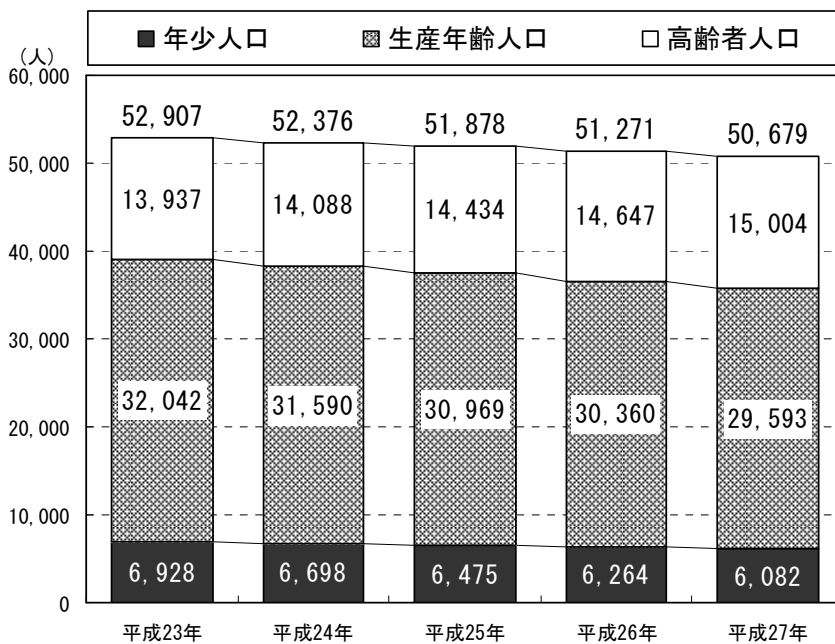
沼田市を取り巻く現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、年々減少しています。

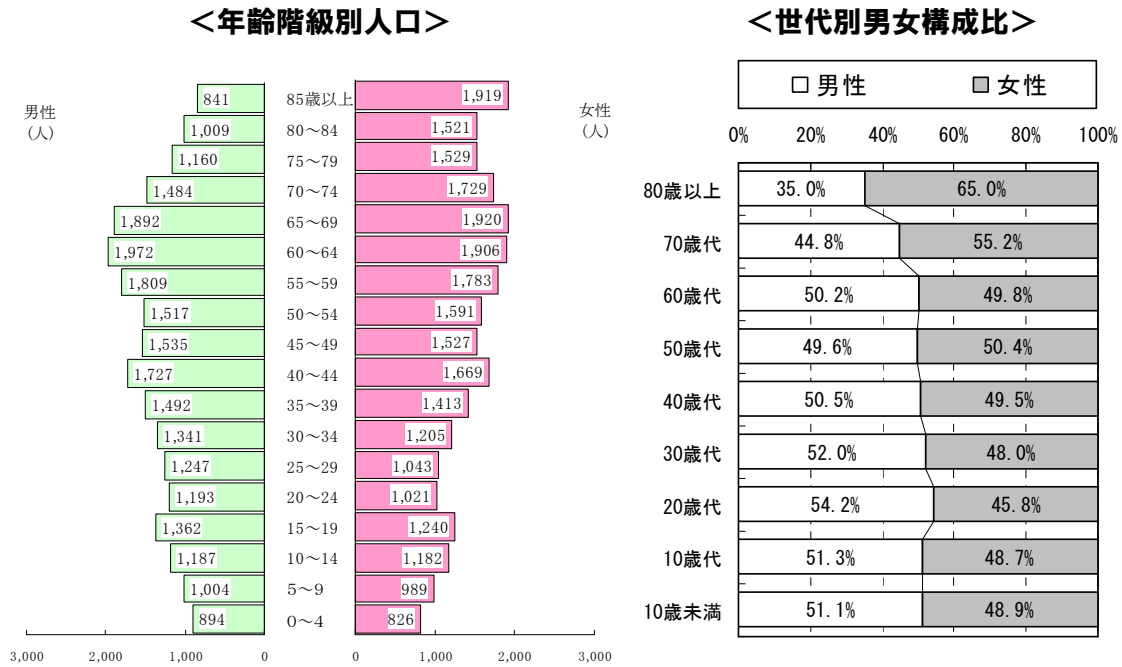
また、本市の人口構造は、少子高齢化に伴い、年少人口割合（15歳未満）及び生産年齢人口割合（15歳以上65歳未満）が減少しているのに対して、高齢者人口割合（65歳以上）が年々増加しています。

<人口推移・人口割合>



資料：住民基本台帳（外国人登録含む 各年4月1日現在）

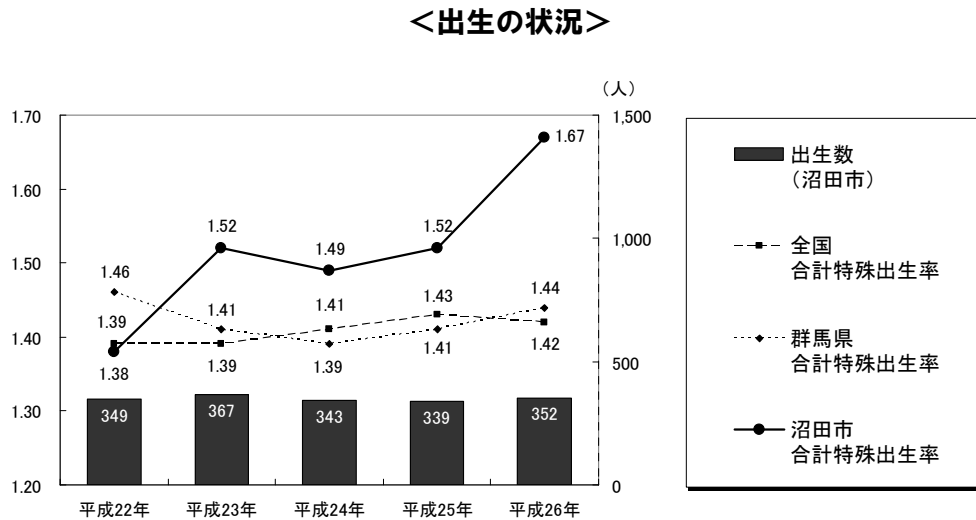
年齢階級別では、男性では60～64歳、女性では65～69歳が多くなっています。世代別にみると、70歳代以上は女性の割合が男性の割合を上回っています。



資料：住民基本台帳（外国人登録含む 平成27年4月1日現在）

（2）出生の状況

本市の出生数は横ばいで、平成26年には352人となっています。本市の合計特殊出生率は平成23年以降全国や県平均を上回って推移しています。



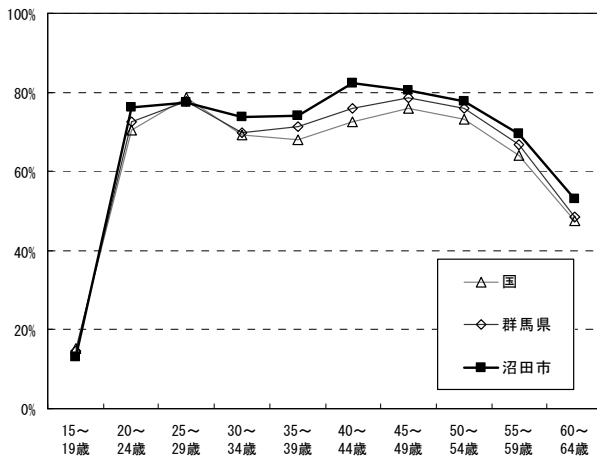
資料：群馬県人口動態統計概況

(3) 女性の労働力率

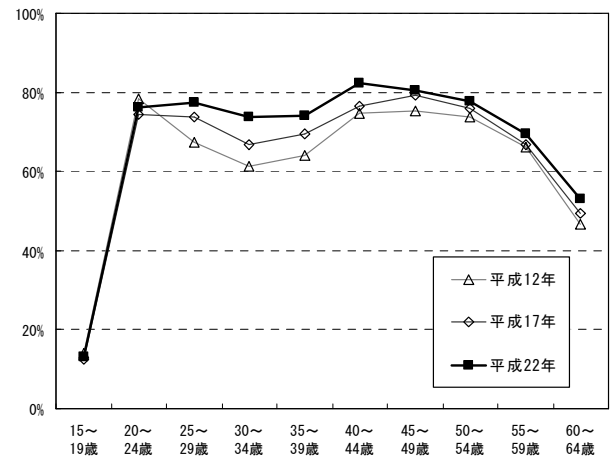
本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、国、群馬県、本市ともに、25～29歳と45～49歳の2つを頂点とし、30～34歳を谷とする「M字型曲線」を示しており、25歳前後で結婚や出産のため離職する様子が表れているものの、平成22年ではその落ち込み方が浅くなっており、継続して就労している割合が高いことを表しています。

労働力率 = 労働力人口（就業者 + 完全失業者） / 15歳以上人口（労働力状態不詳を含む）

<国、県、本市の女性の労働力率比較（平成22年）>



<本市の女性の労働力率経年変化>



資料：国勢調査

(4) 方針決定の参画状況

本市の地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況をみると、平成27年では審議会等における登用では20の審議会のうち14の審議会に女性が登用されており、女性の委員数は総数338人のうち48人、女性比率は14.2%となっています。女性の参画状況比較では、国・県、県内平均を下回っています。

一方、自治会長（区長）の女性比率をみると、現在0%となっており、女性自治会長（区長）の参画が課題となっていることもうかがえます。

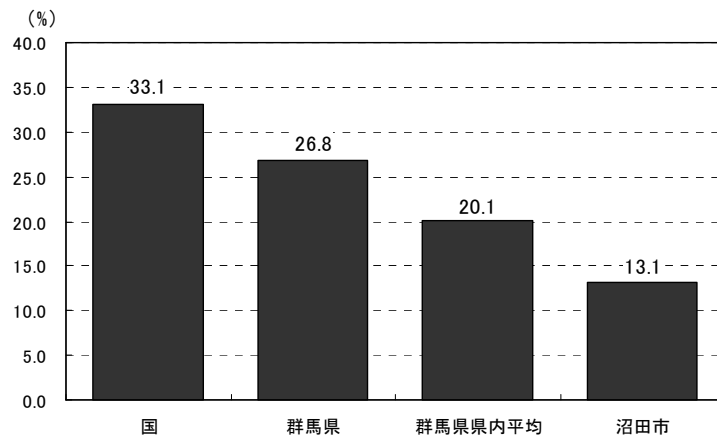
＜本市における女性の参画状況 各年4月1日現在＞

	審議会等委員の目標※1					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況※2					市議会議員に占める女性議員の割合			自治会長(区長)に占める女性の割合		
	審議会等数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率(%)	議員数	女性議員数	女性比率(%)	自治会長数	女性区長数	女性比率(%)
平成23年	-	-	-	-	-	19	12	316	35	11.1	25	2	8.0	81	1	1.2
平成24年	58	44	660	123	18.6	20	12	353	35	9.9	21	0	0.0	81	0	0.0
平成25年	58	46	662	129	19.5	20	12	353	35	9.9	20	0	0.0	81	0	0.0
平成26年	58	47	656	134	20.4	21	15	373	49	13.1	22	0	0.0	81	0	0.0
平成27年	57	47	631	141	22.3	20	14	338	48	14.2	22	0	0.0	81	0	0.0

資料：生活課

- ※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等（平成24年4月1日から調査開始）
- ※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

＜女性の参画状況比較 審議会等女性比率 平成26年4月1日現在＞



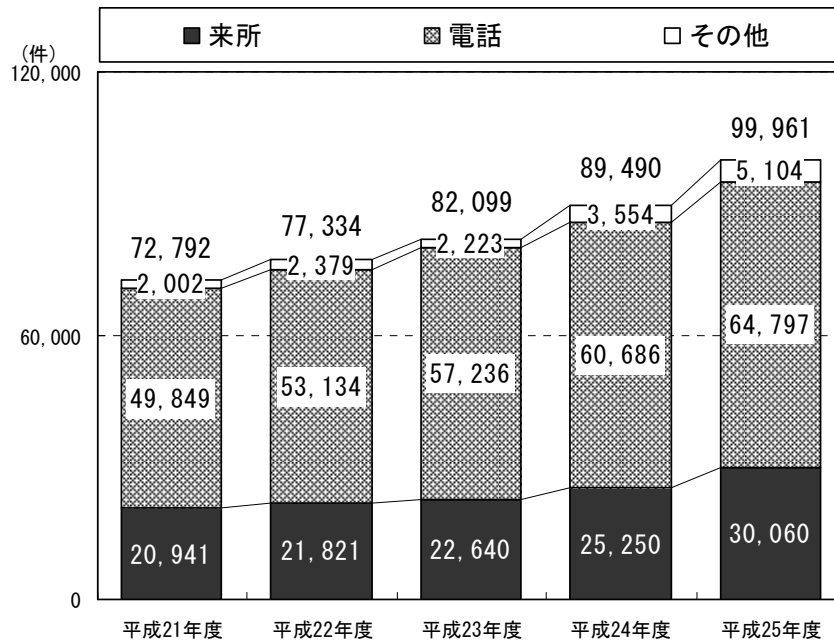
資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況

(5) 女性相談及び配偶者等からの暴力の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、平成25年度には99,961件と大幅に増加しています。

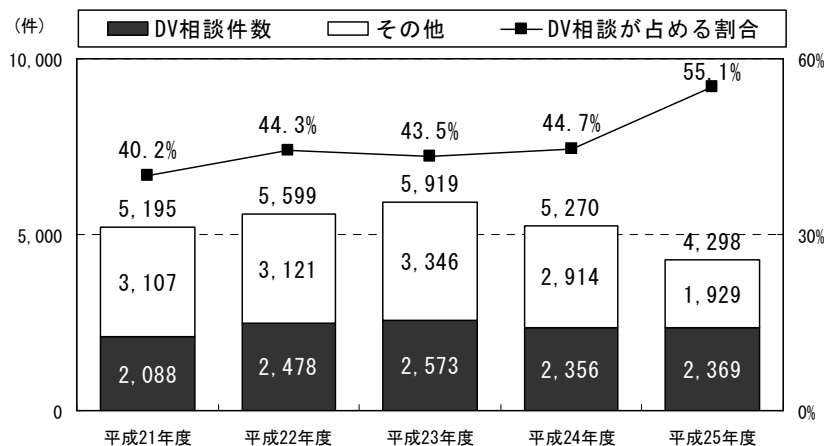
また、群馬県の女性相談センターに寄せられた相談件数は、平成21年度では5,195件あったものが平成25年度には4,298件と減少していますが、DV相談が占める割合は増加傾向にあります。

<全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移>



資料：内閣府

<群馬県女性相談センター・女性相談所に寄せられた相談件数の推移>



資料：群馬県女性相談センター

6 男女共同参画に関する市民意識調査結果抜粋

本市に在住する20歳以上70歳未満の市民2,000人を対象に、男女共同参画に関する意識や実態を把握するために、平成26年に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。

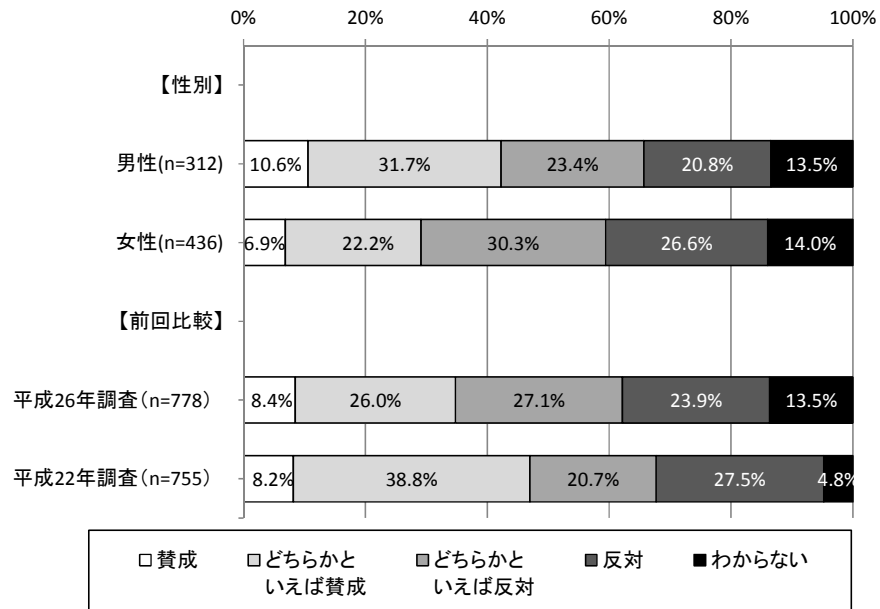
対象者数（件）	回収数（件）	回収率（%）
2,000	763	38.2

※「経年比較」では、「平成22年調査」については「沼田市第2次男女共同参画計画」策定にあたり平成22年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を引用。

（1）男女平等に関する意識について

「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」は反対の割合の人が高くなっていますが、女性は56.9%が反対しているのに対し、男性の反対は44.2%とやや少なくなっています。前回の平成22年調査と比べると、賛成は12.6ポイント減少し、反対が2.8ポイント増加しています。

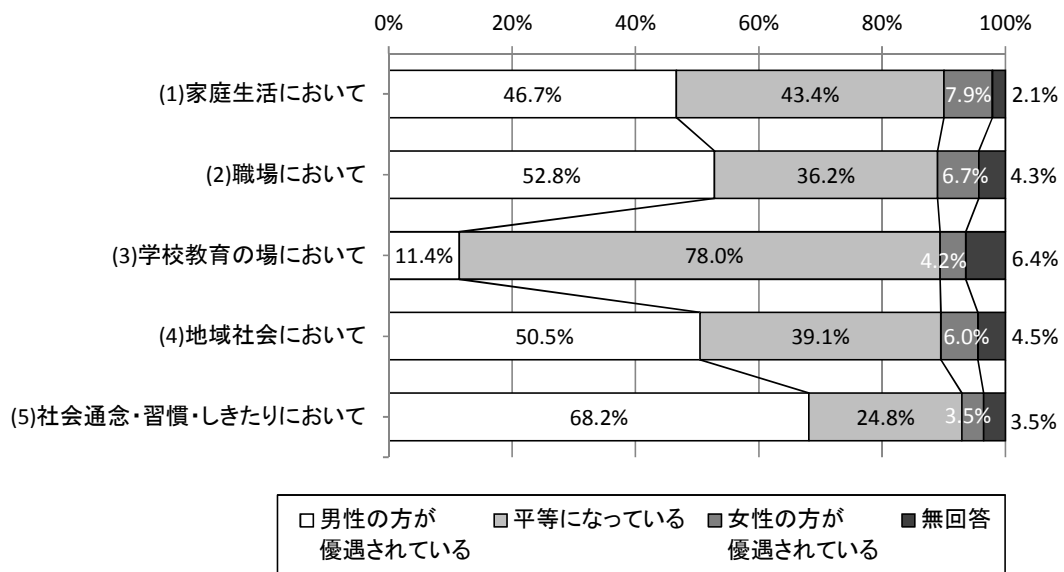
＜「男は仕事、女は家庭」という考え方について＞



男女の地位の平等では、「平等になっている」割合は「家庭生活において」では43.4%、「職場において」では36.2%、「学校教育の場において」では78.0%、「地域社会において」では39.1%、「社会通念・習慣・しきたりにおいて」では24.8%となっています。

今後も、家庭・学校・社会などあらゆる場に、「男だから」「女だから」という社会的・文化的に形成された性別の固定観念にとらわれない意識の浸透を図っていくことが必要となっています。

<男女の平等感について>

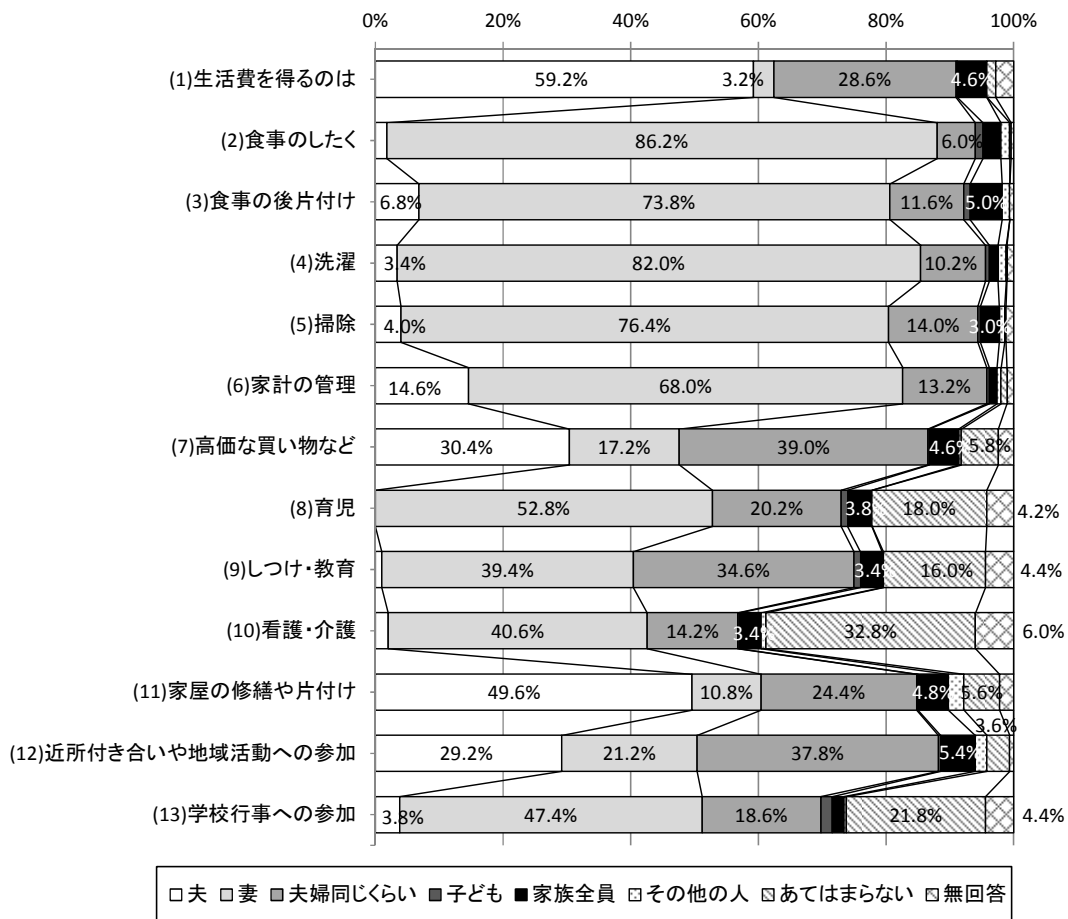


(2) 家庭生活について

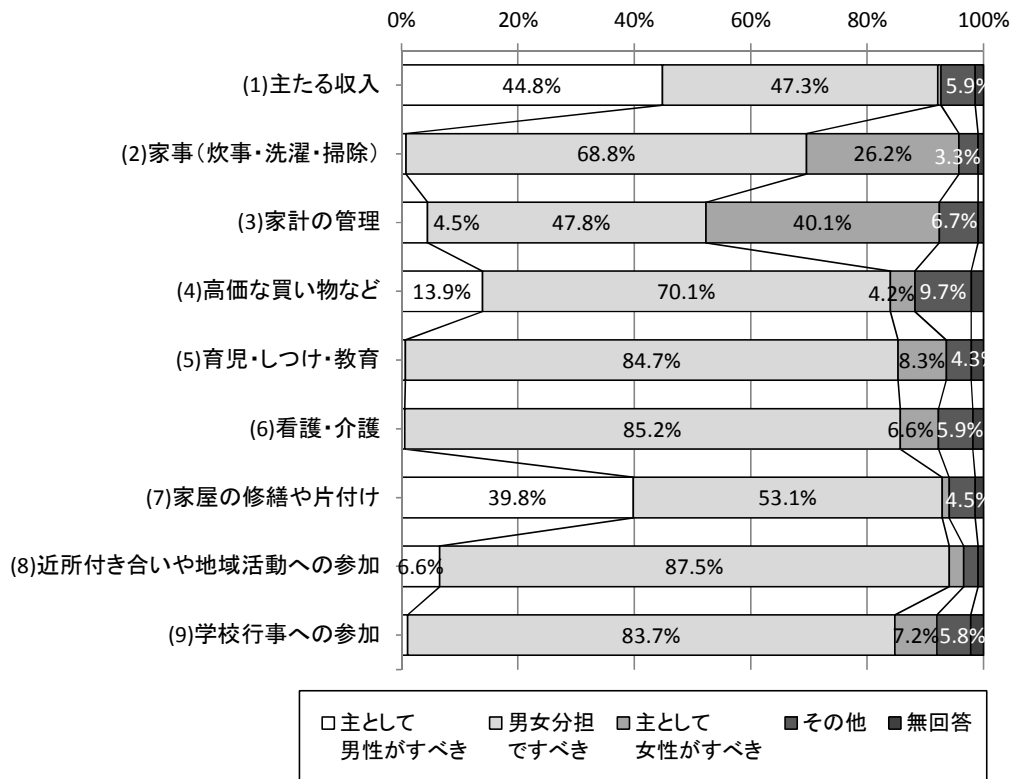
家庭内の役割では、「夫」の役割としては「生活費を得る」が59.2%、「家屋の修繕や片付け」が49.6%となっています。「妻」の役割としては「食事のしたく」、「洗濯」が約85%、「掃除」「食事の後片付け」が約75%となっています。このことから、生活費を得るのは主に男性の役割、家事は主に女性の役割と家庭における固定的な性別役割分担意識があることが分かります。

一方、理想的な役割分担については、すべての項目で「男女で分担すべき」との回答が多く、実態とは異なった考えが見られます。

<現在の家庭内の役割>



<理想の家庭内の役割>



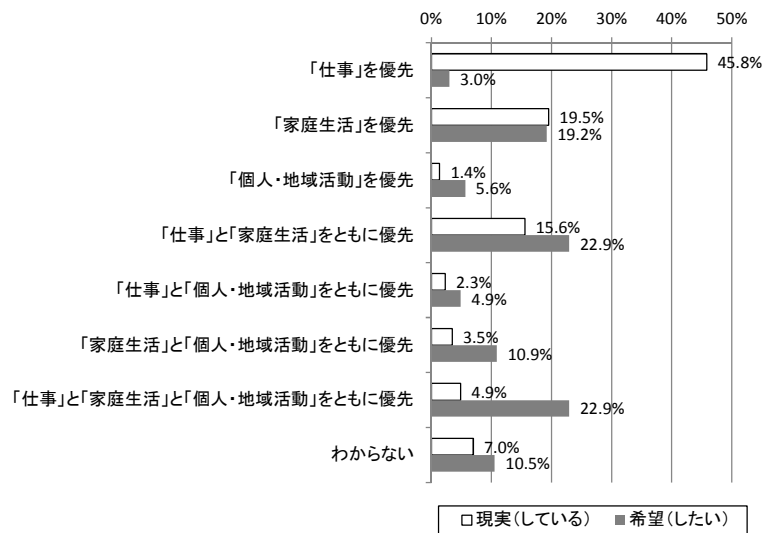
生活の中での「家庭生活」「仕事」「個人・地域活動」の優先度については、全体の結果でみると『「仕事」を優先』が現実には45.8%に対し、希望は3.0%と現実と希望ではかなりの差があります。また、『「仕事」と「家庭」と「個人・地域活動」を優先』は22.9%の人が希望しているのに対し、現実には4.9%でこちらも大きな差があります。

男女別でみるとその差が大きくなる傾向がうかがえます

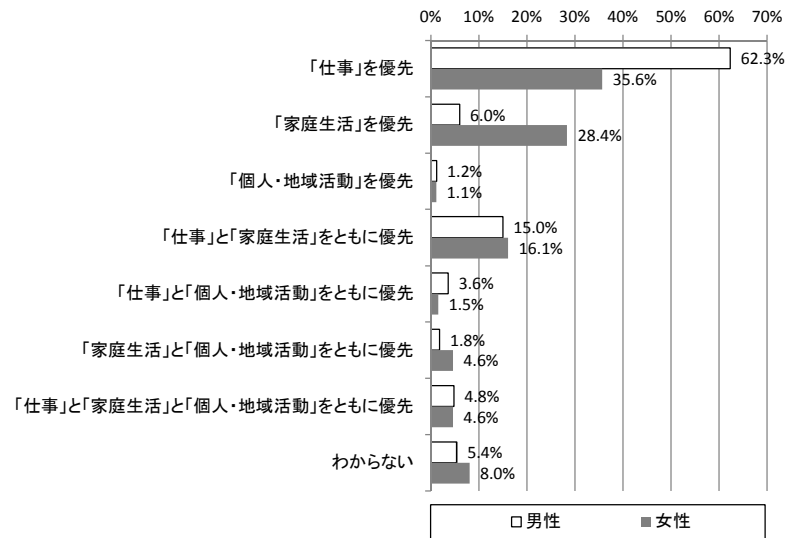
男女間の意識の差を改善するためには、夫婦間においてコミュニケーションを図り、役割分担などお互いを理解し合うことが必要となっています。

特に男性が家庭での役割を担えるようにするためには、ワーク・ライフ・バランスを進めていく必要があります。

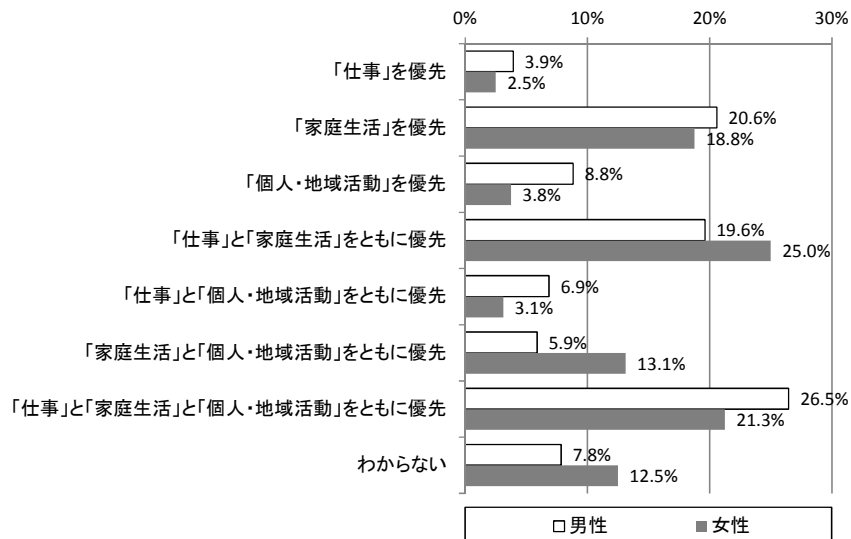
<生活の中での活動の優先度（全体）>



<生活の中での活動の優先度（現実）>



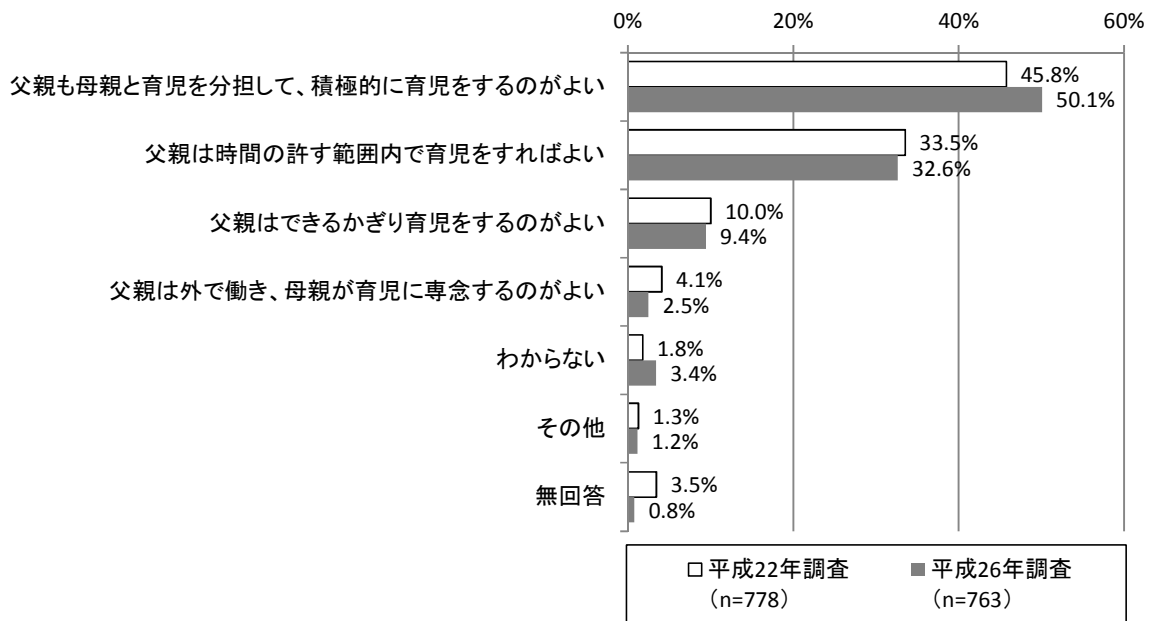
<生活の中での活動の優先度（希望）>



(3) 子育てや介護について

父親の育児参加については、「父親も母親と育児を分担して、積極的に育児をするのがよい」が50.1%となっており、特に若い世代ほどその考えを支持しているようです。「父親は外で働き、母親が育児に専念するのがよい」は2.5%で少数意見となっています。

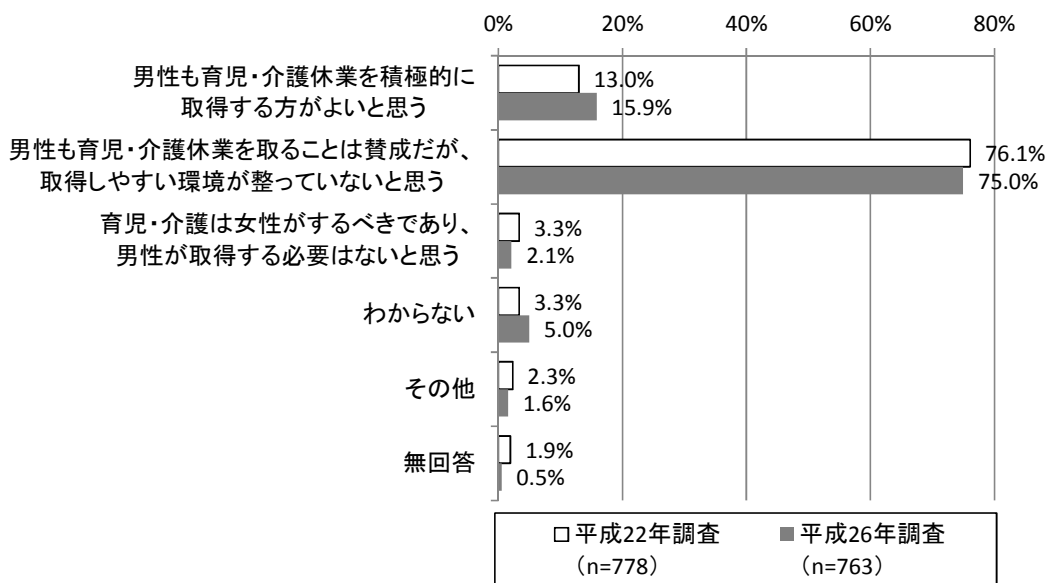
<父親の育児参加>



男性の育児や介護休業の取得については、75.0%が「男性も育児・介護休業を取ることは賛成だが、取得しやすい環境が整っていないと思う」と回答しています。これは、前回の平成22年調査からほぼ変わらず、依然として男性の育児や介護休業が取得しにくい状況にあるようです。

男性が育児・介護等に関われない理由や原因は、経済的な損失、休暇が取りにくい、仕事の忙しさなど、企業の雇用環境の整備などが求められている一方で、男性への意識啓発を求める声も挙がっています。

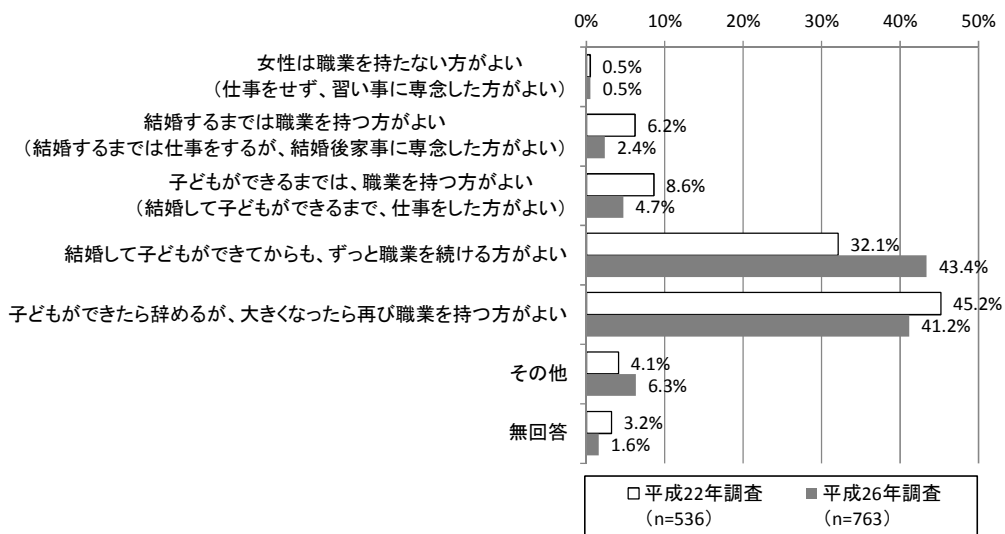
<男性の育児・介護休業の取得>



(4) 就業について

女性が職業を持つことについては、「結婚して子どもができてからも、ずっと職業を続ける方がよい」が43.4%、「子どもができたなら辞めるが、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が41.2%で続いています。前回の平成22年調査では、「結婚して子どもができて、仕事をした方がよい」が32.1%だったのが、11.3ポイント増えており、育児と仕事の両立が支持されてきていることが分かります。

＜女性が職業を持つことについて＞



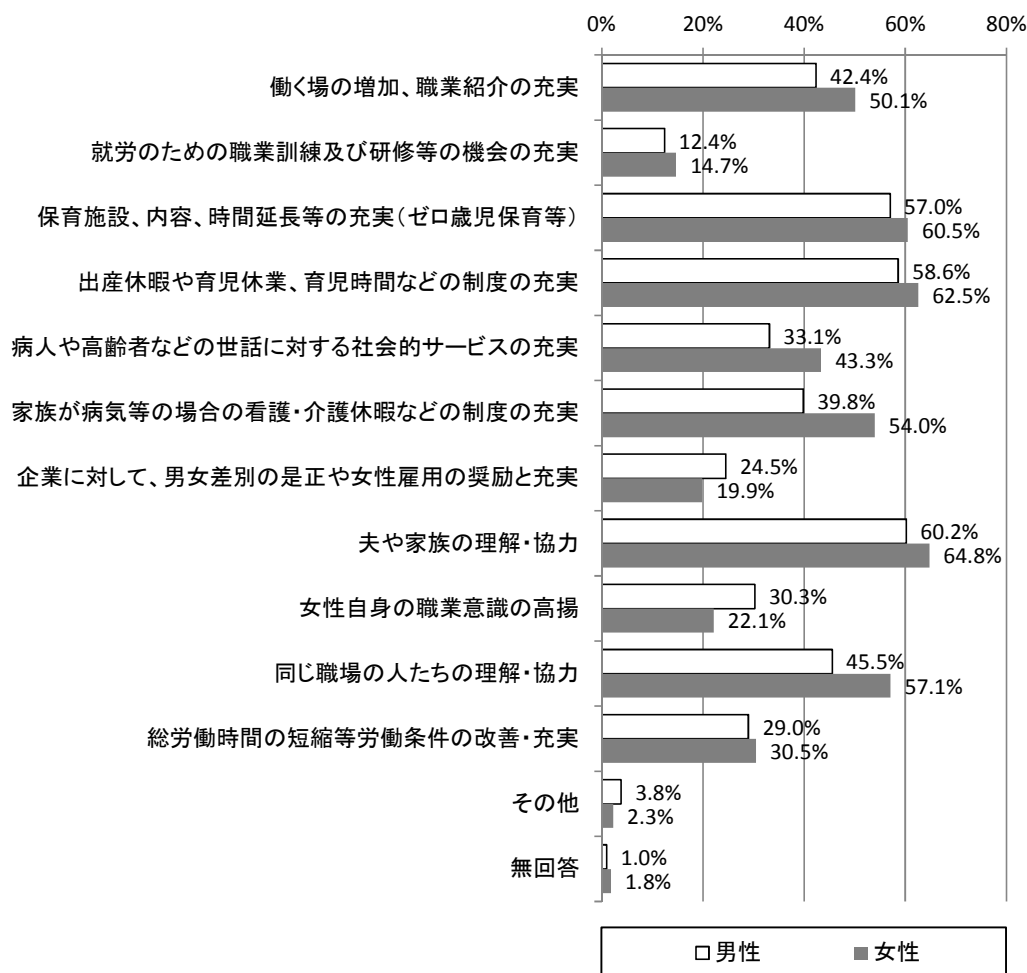
※ () の項目は平成22年調査実施時の項目内容になります。

女性が働き続けるために必要なことは、「夫や家族の理解・協力」、「出産休暇や育児休業、育児時間などの制度の充実」、「保育施設、内容、時間延長等の充実（ゼロ歳児保育等）」であると、男女それぞれ約60%の人が回答しています。

女性が働き続けるためには、依然として家事や育児などとの両立の難しさがあることが分かります。女性が就労しやすい環境をつくるためには、これまで以上に制度や労働条件を改善していくとともに、男性の家事、育児への積極的な参加を促進していく必要があります。

また、多様な就労形態が増える中、行政が企業に働きかけるなど育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備をしていく必要があります。

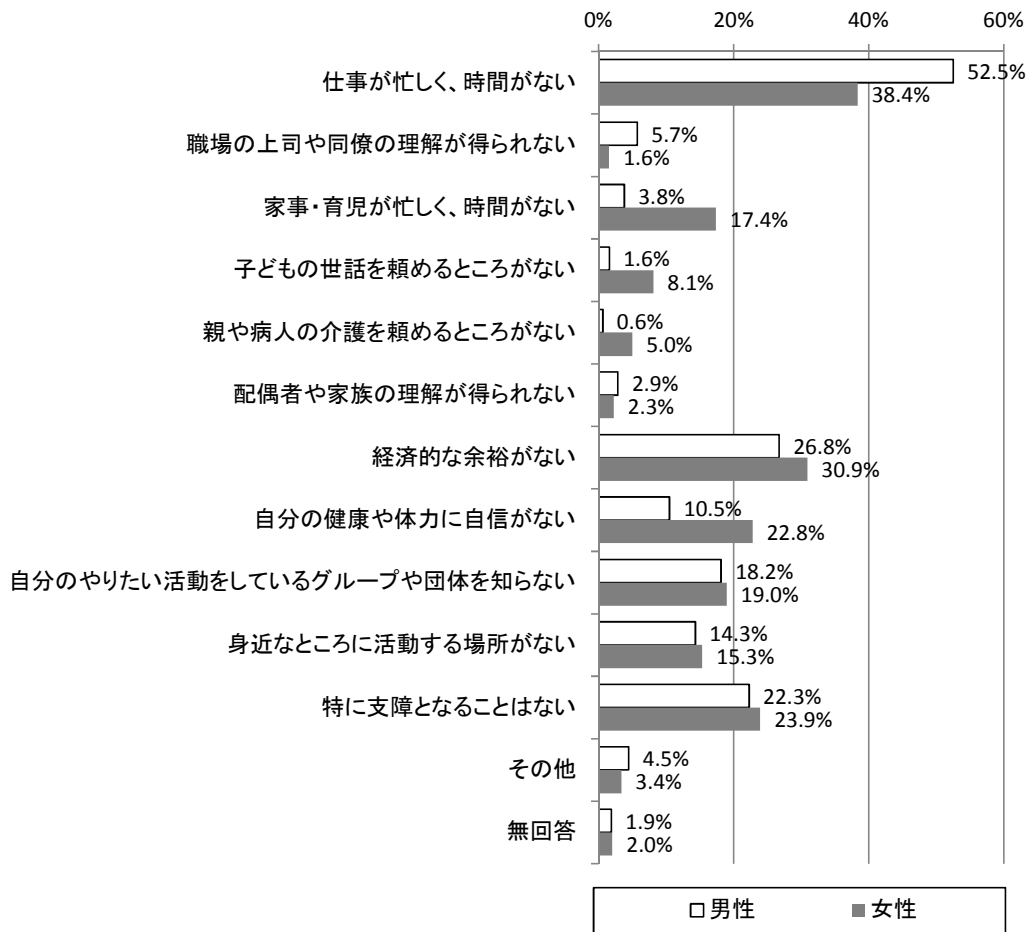
<女性が働き続けるために特に必要なこと>



(5) 社会活動・地域活動などについて

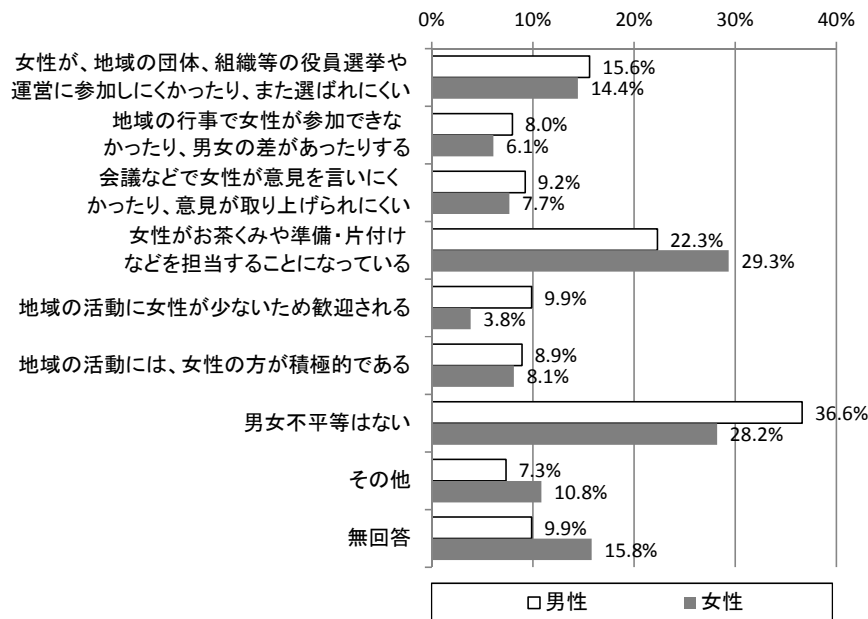
社会活動や地域活動への参加の支障となっている要因としては、「仕事が忙しく時間がない」ことの次に「経済的な余裕がない」とする回答が多くなっています。

<社会活動・地域活動に参加しようとする際に支障になっていること>



また、地域の実情では、男性は「男女不平等はない」と回答した割合が最も高くなっていますが、女性は「女性がお茶くみや準備・片付けなどを担当することになっている」と回答した割合が最も高くなっており、男性と女性の感じ方に差があることが分かります。

<住んでいる女性の地域の実情>

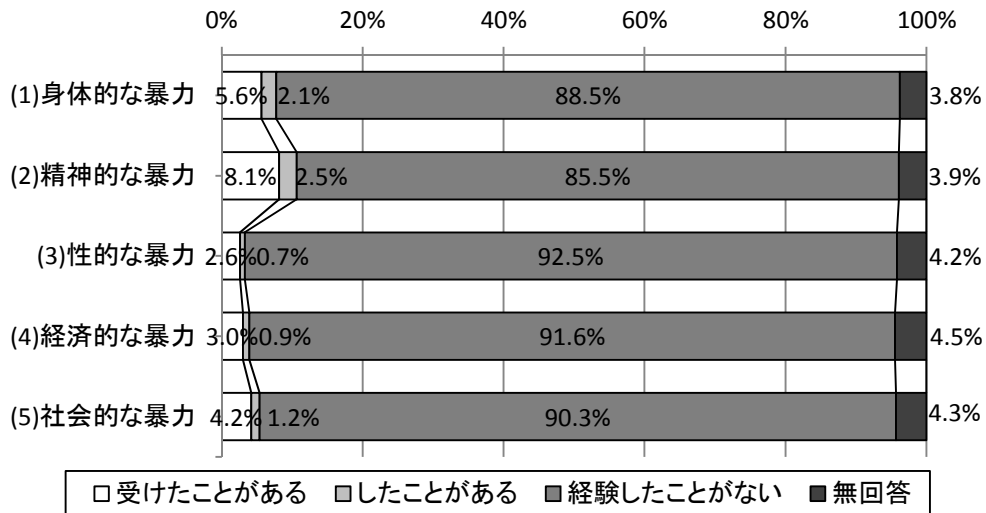


(6) 人権などについて

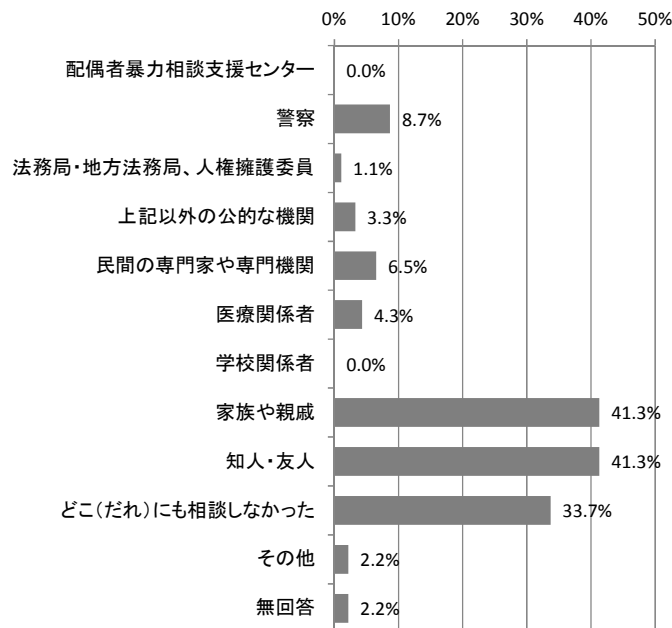
DVは、約90%の人が「経験したことがない」と回答していますが、約10%の女性は「身体的な暴力」と「精神的な暴力」を「受けたことがある」と回答しています。また、すべての暴力において、「受けたことがある」と回答した女性は男性より多くなっています。

「暴力を受けたことがある」と回答した人が相談した相手は、「家族や親戚」「知人・友人」がそれぞれ41.3%となっています。また33.7%の人は「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。

＜配偶者や恋人からの被害経験の有無＞



＜相談相手＞



「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由として多いのは、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人が最も多く、被害者の中にDVに対する諦めの気持ちがあることが分かります。

夫や妻、恋人からの被害経験を相談できなかった理由として「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」などの回答も多く、受けた行為が「被害として訴えるほどのものではない」と捉えて、相談していない人が潜在していることが考えられます。

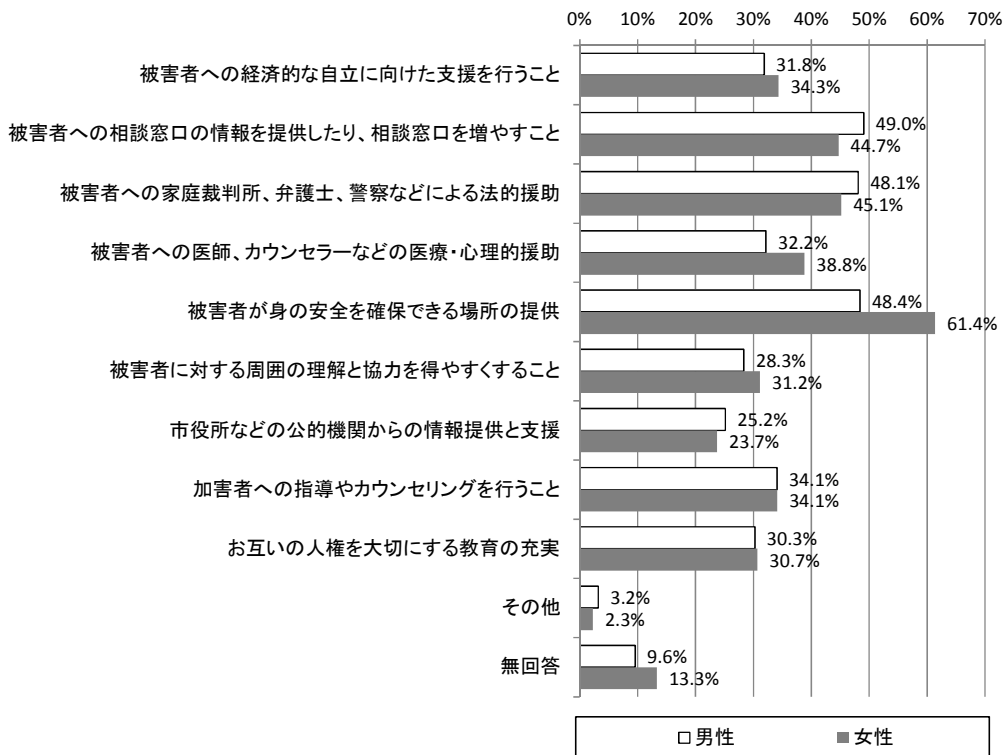
<相談できなかった理由>

項目	度数	構成比
どこ(だれ)に相談してよいかわからなかったから	4	12.9%
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	3	9.7%
相談しても無駄だと思ったから	15	48.4%
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	2	6.5%
加害者に「誰にも言うな」とおどされたから	0	0.0%
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	1	3.2%
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	8	25.8%
世間体が悪いから	3	9.7%
他人を巻き込みたくなかったから	5	16.1%
他人に知られると、これまで通りのつき合いができなくなると思ったから	4	12.9%
そのことについて思い出したくなかったから	4	12.9%
自分にも悪いところがあると思ったから	8	25.8%
相手の行為は愛情の表現だと思ったから	0	0.0%
相談するほどのことではないと思ったから	8	25.8%
その他	5	16.1%
無回答	0	0.0%
回答者数	31	

DVに対しての有効な援助として、「被害者が身の安全を確保できる場所の提供」、
「被害者への家庭裁判所、弁護士、警察などによる法的援助」、「被害者への相談窓口
の情報を提供したり、相談窓口を増やすこと」が上位にあがっています。

「DV防止法」において暴力の防止及び被害者の保護に関することについての実施
体制等を整備することが求められています。このようなことも踏まえ、暴力のない環
境づくりを進めるとともに、暴力を受けた人の相談窓口等に関する情報提供の充実も
必要となっています。

＜配偶者や恋人などからの暴力に対して必要な支援＞

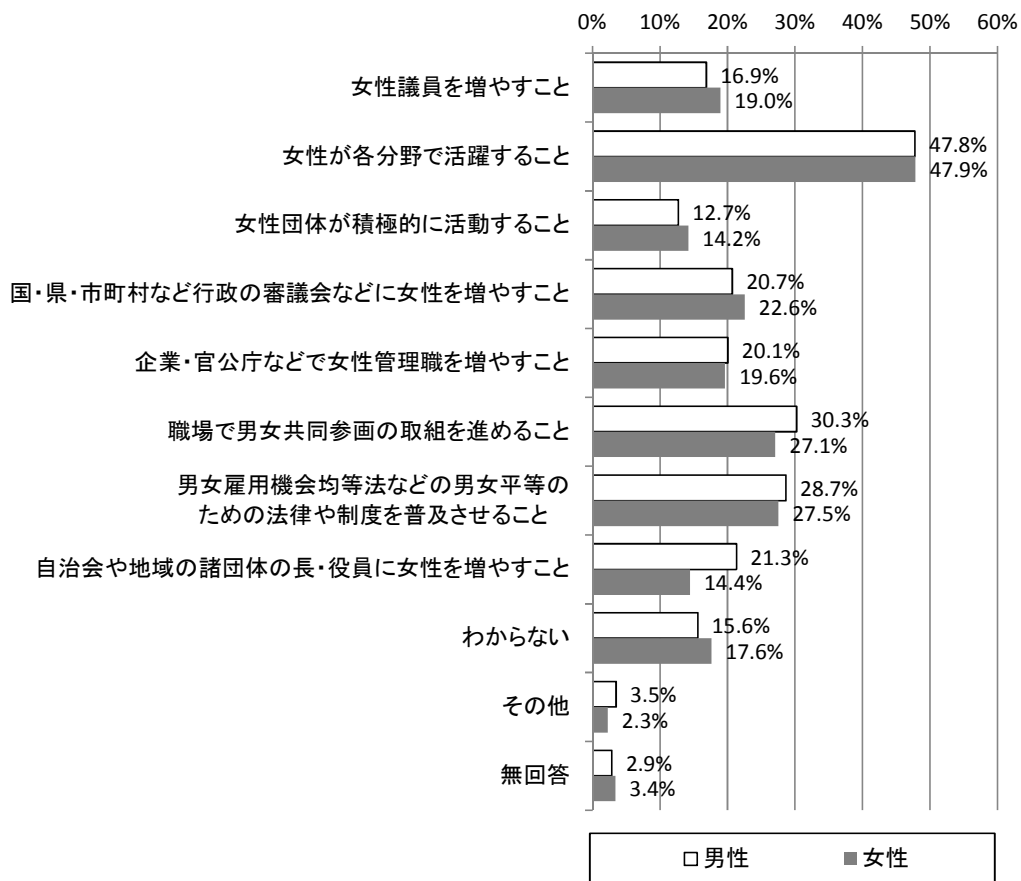


(7) 男女共同参画について

行政や企業などの方針決定の場への女性の参画を図るために必要なことでは、「女性が各分野で活躍すること」が約48%で、続いて「職場で男女共同参画の取組を進めること」、「男女平等のための法律や制度を普及させること」が約30%となっています。

女性が各分野で活躍するためには周囲の理解や協力、制度の充実や環境づくりが必要です。

<行政や企業、社会的活動などの方針決定への女性の参画のために大切なこと>



男女がともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なことでは、「男女ともに育児や介護が出来、多様な働き方の選択が出来るような社会資本の整備を図ること」や「男女ともに育児休暇や育児休業が取得できるような企業環境の整備を図ること」と回答した人が多く、仕事と育児の両立に課題を感じている人が多いようです。

男女共同参画社会を形成するためには、多岐にわたる取組が必要であることがうかがえますが、特に男女共同参画に関する意識啓発、育児・介護と仕事の両立支援や女性の再就職支援などの施策が求められています。

また、「女性が経済力をつけたり、知識・技術の取得に努めるなど、積極的に力をつけること」という回答もあることから、女性が活躍するためには、女性自身の意識の向上も求められています。

<男女ともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なこと>

